

平成18年5月16日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6460 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員
堀 田 正 君
(電話番号 03-6215-9955)

当社の取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、平成18年5月16日開催の当社取締役会において、会社法第361条第1項第1号および第3号の規定に基づき、当社取締役に対する報酬として年額37,910,000円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することのご承認を求める議案を、平成18年6月20日開催予定の当社第2期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本新株予約権は、会社法の施行によりストックオプションも株主総会の承認が必要な報酬等に含まれるとされたことに伴い取締役の報酬等として付与するものであり、現在の経済情勢を考慮してストックオプションの公正価値に相当する報酬等の額として、平成16年6月開催の当社設立の株主総会によって決議された取締役の報酬額とは別枠で付与することのご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は6名ですが、前述の当社取締役会では、同定時株主総会において、6名の取締役の再任および1名の取締役の選任を提案することを併せて決議いたしましたので、これが承認されますと取締役は7名となります。

記

1. 新株予約権を当社取締役の報酬等として付与することを相当とする理由
企業価値の一層の増大を図るため株主と株価を意識した経営を推進すること、また当社の業績向上に対する意欲や士気を高揚させることを目的として、職務執行の対価として、ストックオプションとして付与するものであります。
2. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的である株式の数
当社普通株式43,000株を上限とする。

なお、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親株式会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行う。

- (2) 発行する新株予約権の総数

430個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的である株式の数についても同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権発行の取締役会決議においてブラックショールズモデルにより算定した価額を払込金額とする。なお、金銭の払込は不要とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(2)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の前日の終値(終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値。)を下回る場合は、新株予約権発行日の前日の終値とする。

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、当該株式併合においては、その効力発生時に行われるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(無償割当の場合を含む。ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権社債に付されたものを含む。)および商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は次の算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併する場合、当社が他社と株式交換を行う場合、または当社が会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月31日から平成22年7月30日までの期間内に新株予約権を行使することができるものとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社取締役の地位を喪失した後も、後記④に掲げる新株予約権付与契約の定めにより、本新株予約権を行使することができるものとする。
 - ② 本新株予約権が相続の対象となった場合の相続人の範囲、その行使の条件等については後記④に掲げる新株予約権割当契約の定めによるものとする。
 - ③ 本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。
 - ④ その他、新株予約権の行使の条件は、本株主総会終結後に開催される当社取締役会の決議により決定し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。
- (8) その他
本新株予約権の発行に関する細目事項については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会において決定するものとする。
- (注) 上記内容については、平成18年6月20日開催予定の当社第2期定時株主総会において「取締役に対しストックプッシュンとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上